

## 自治基本条例 検証作業スケジュール（案）

### 1 スケジュールの考え方

- ・ 現委員の任期（令和9年5月まで）を最大限活用

現委員の任期中に、実質的な検証作業および「報告書（素案）」の完成までを行います。

- ・ メリハリのある審議と充実した議論の確保

全条文の確認作業は事務局にて事前に行うことで、部会の時間は「重点テーマ」や「わかりやすい解説文への書き換え」といった、委員のアイデアを出し合うことに集中させます。会議回数は減らしますが、密度の濃い「やりがいのある場」となるよう、進行を工夫します。

- ・ 新体制への円滑な引き継ぎ

令和9年6月以降の新体制では、前期からの申し送り事項（素案）の最終確認と答申（提言）に向けた仕上げ作業を中心に行います。

### 2 工程表

【前期：現体制（任期：～令和9年5月）】 実質的な議論・素案作成を完了させる期間

時 期	会議体	内 容
R8.3.13（本日）	■推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の検証について</li> <li>・今後の進め方について</li> <li>・検証部会の設置及び委員選任について</li> </ul>
R8.6～7月	▼第1回検証部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全条文の事務局確認結果の一括承認</li> <li>・重点テーマの選定／解説文改訂方針の決定</li> </ul>
R8.8～9月	▼第2回検証部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点テーマに基づく議論（課題整理）</li> <li>・解説文の書き換え案（前半）検討</li> </ul>
R8.11月	■推進委員会	【中間報告】部会の進捗状況を報告
R9.1～2月	▼第3回検証部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解説文の書き換え案（後半）検討</li> <li>・報告書（素案）の構成案確認</li> </ul>
R9.2～3月	▼第4回検証部会	報告書（素案）及び解説文改訂案のとりまとめ
R9.5月	■推進委員会	【最終報告（申し送り）】 素案を承認し、次期体制への引き継ぎ事項とする

【後期：新体制（任期：令和9年6月～）】 最終確認・答申を行う期間

時 期	会議体	内 容
R9.7～8月	■推進委員会	・新体制発足、前期からの申し送り事項（素案）の確認
R8.9～10月	▼第5回検証部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終案の確認 （※新委員から微修正意見があれば反映）</li> </ul>
R8.11月	■推進委員会	・答申（提言） 最終案の決定
R10.2月		・市長への報告書手交

## 【参考資料】 前回の検証作業スケジュール（実績）

### 1 検証手法の特徴（前回実績）

- 全条文の逐条確認  
条文を一条ずつ読み上げ、その都度、課題の有無を議論する方式を採用しました。
- 会議回数  
全条文を網羅するため、検証部会は計8回、推進委員会は計4回開催しました。
- スケジュールの課題  
審議事項が多岐にわたり、部会ごとの会議時間も2時間を要するなど、委員への負担が大きい状況でした。

### 2 開催経過（実績）

時 期	会議体	内 容
R3.7月	■第1回推進委員会	・条例見直し必要性の検討
R3.11月	▼第1回検証部会	・検証作業の進め方について
R3.12月	▼第2回検証部会	・検証 前文～第12条
R4.2月	▼第3回検証部会	・検証 第13条～第16条
R4.3月	■第2回推進委員会	・中間報告
R4.6月	▼第4回検証部会	・検証 第17条～第21条
R4.7月	▼第5回検証部会	・検証 第22条～第26条
R4.9月	▼第6回検証部会	・検証 第27条～第31条
R4.10月	■第3回推進委員会	・中間報告
R4.11月	▼第7回検証部会	・中間報告（2回目）を終えての再議論
R4.12月	▼第8回検証部会	・阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言（案）
R5.2月	■第4回推進委員会	・阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言 答申